

# 大学における課外クラブ活動中の事故と安全配慮義務

－合気道部練習中死亡事件(松山地方裁判所平成8年8月28日判決)の検討を中心として－

## Accidents in Extracurricular Club Activities at University and University's Duty of Safety Care

－From the Judgment of Matsuyama District Court (August 28, 1996) on a Death Accident during an Exercise in an Aikido Club－

小澤文雄

Fumio KOZAWA

キーワード：安全配慮義務，課外クラブ活動，大学，自主性

Key words : Duty of Safety Care, Extracurricular Club Activities, University, Independence

### 要約

大学生が合気道部の練習中に傷害を負って死亡した事故に関する，松山地方裁判所平成8年8月28日判決を中心に，課外クラブ活動に対する大学側の安全配慮義務について考察をした。その結果，次のようなことが明らかになった。(1)課外クラブの主将は，対外的にはクラブの代表者であるが，対内的にはクラブのまとめ役にすぎないから，原則として，個々の練習などの具体的なクラブ活動に対する事故防止の安全配慮義務までは負わない。(2)課外クラブの顧問の地位・役割は，「名目的象徴的なもの」「精神的協力者」「大学とクラブとの連絡調整役」にすぎないから，原則として，個々の具体的なクラブ活動に対する指導・監督義務ないし事故防止の安全配慮義務を負うものではない。(3)大学の安全配慮義務は，一般論として課外クラブ活動にも及ぶ。しかし，大学の課外クラブ活動においては高度の自主性が求められること，これに参加する学生は自主的判断能力・自立的行動能力が備わっていることから，個々の具体的なクラブ活動については，原則として学生が自らの判断で対処し，自分自身で責任を負うべきであり，大学は事故防止の直接的，具体的な安全配慮義務を負うものではない。こうした判例の考え方は，大学の課外クラブ活動の実態を考慮するならば，おおむね妥当なものと評価できる。

### Abstract

We examine a university's duty of safety care in extracurricular club activities with

reference to the judgment of Matsuyama district court (August 28, 1996) on an accident in which a university student was injured to death during an exercise in an aikido club. The main points of the judgment can be summarized as follows. (1) A chief student of an extracurricular club represents the club to third parties but inside the club the chief student is only a coordinator; therefore, in principle, a chief student does not have a duty of safety care to prevent accidents in particular exercises or club activities. (2) An advisor (professor) of an extracurricular club has only a nominal or symbolic role and is at most a mental collaborator and a liaison between a university and a club; therefore, in principle, an advisor does not have duties to supervise or direct particular club activities and to take safety care to prevent accidents in particular club activities. (3) University authorities generally have a duty of safety care for extracurricular club activities. However, it is supposed that club activities at university are highly independent practice done by students having sufficient judgment and therefore students should bear a responsibility for any results of particular club activities; thus university authorities in principle do not have a direct and concrete duty of safety care to prevent accidents in particular club activities. We can recognize the above reasoning in the precedent as appropriate, in view of the present circumstances where extracurricular club activities at university are practiced.

## はじめに

大学は、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」(学校教育法 52 条)が、こうした大学教育においては、その本質から学生が自主的に考え、自主的に学習・研究できるように、学生の自主性が尊重される必要がある。そして、大学では、正課の授業以外に、学生が自主的に行う活動(課外クラブ活動<sup>1)</sup>)が盛んである。この課外クラブ活動は、それ自体大学教育と直接結びつくものではないが、教養を深め、心身の鍛練をはかるなど学生の人格形成にとって有意義であるばかりでなく、課外クラブ活動が自主的に行われること自体に少なからず教育的意義があるといえよう。それゆえ、大学では大学教育の目的にそうものとして、課外クラブ活動に関心をもち、援助や便宜を与え、指導・助言をしている。たとえば、届け出をしたクラブには大学施設の利用を認める、備品を貸与する、若干の財政的援助を行う、教職員が顧問、部長、監督としてかかわるなどが行われている。

しかし同時に、大学における課外クラブ活動は、あくまでも学生が自主的に考え、学生の創意工夫によって自主的に運営されてこそ、教育目的がより一層達成されるものといえる。したがっ

て、たとえば上述の指導は、課外クラブ活動が本来の目的を逸脱し、またはそのおそれがあるときなど必要最小限のものに限られる必要がある。また、クラブの予算作成・支出、活動計画、練習方法などの個々の課外クラブ活動の運営は、本来学生により自主的に行われるべきものである。課外クラブ活動は、中学校においてすら生徒の自主性が尊重されているが、大学における課外クラブ活動では学生の自主性がより一層尊重されなければならない<sup>2)</sup>。

このように、大学の課外クラブ活動は、一方では大学の援助・便宜、指導・助言を受けているが、他方では学生の自主性が最大限に尊重されるべき活動であり、大学の関与はできる限り抑制的であることが望まれるし、実際上も、大学は学生の自主性を最大限に尊重し、施設・財政面などの側面から補助する以外にはこれに干渉しない建前となっている。また、課外クラブ活動に参加する学生は、高校生以下の生徒とは異なり、肉体的・精神的発達も十分で、自主的判断能力・自立的行動能力が備わっていると考えられている。それだけに、課外クラブ活動中に事故が発生したとき、課外クラブ活動に対する大学側の安全配慮義務をどのように考えるかについては、中学校、高等学校の課外クラブ活動とは異なった視点が必要になってくる<sup>3)</sup>。しかし同時に、近年は、大学や学生に対する社会的認識が変化し、大学教育を高校教育の延長と捉えたり、学生の自主的判断能力・自立的行動能力の低下を指摘する声も聞かれるようになってきた。そこで、これらの点を、課外クラブ活動に対する大学側の安全配慮義務を考えるにあたって、どのように評価するかも問題となる<sup>4)</sup>。

大学における課外クラブ活動中の事故に関する判例は、中学校、高等学校の場合に比べ、非常に少なく、本判決を含め判例集に登載されているものは13件にすぎず、判例研究もあまり行われてこなかった<sup>5)</sup>。しかし、大学や学生に対する社会的認識の変化に伴い、大学の責任が裁判上問題とされる事故事例も今後増加すると考えられる。それゆえ、課外クラブ活動に対する大学側の安全配慮義務についての検討は、今後の重要な課題となってくる。

以上のような、課外クラブ活動に対する大学側の安全配慮義務を考えるにあたっては、(1)大学当局の安全配慮義務のほか、(2)課外クラブの顧問・部長などの教職員の安全配慮義務、(3)課外クラブのコーチの安全配慮義務、(4)学生部長・学生課職員の安全配慮義務、(5)課外クラブの主将・部長の安全配慮義務などに分け、その地位・役割を考慮しながら、きめ細かく考察することが必要になってくる。本稿で取り上げる松山地判平成8年8月28日(判タ968号160頁、学判3巻1021・777・15・29頁)は、大学当局の安全配慮義務のほか、課外クラブの顧問の安全配慮義務、課外クラブの主将の安全配慮義務について判断をしており、課外クラブ活動に対する大学側の安全配慮義務を考える際、参考になる判例といえよう。

以下においては、大学における課外クラブ活動中の事故に関する、従来の判例を踏まえながら、本判決を紹介するとともに、上述の論点について検討をする。

## 1. 事件の概要

### (1) 裁判所の認定した事実

本件事故の被害者である愛媛大学工学部1年のA（昭和47年4月26日生まれ）は、大学入学後の平成3年5月頃、同大学の学生団体である合気道部（以下、「合気道部」という）に入部したが、それまで合気道の経験はなかった。入部後、所定の練習を積み、同年6月23日に5級の、12月8日に4級の各認定を受けた。その後、100時間以上の練習を積んで、春合宿終了時には3級の審査に臨む予定となっており、各技に対する受け身を一応修得するまでになっていた。

本件事故が発生した春合宿は、平成4年3月9日から1週間の予定で実施された。初日は午後4時に大学の合宿所に集合し、夕食・入浴後、合気道部の幹部による健康チェックが行われたが、Aから特に健康上の異常は訴えられなかった。翌3月10日は、午前6時に起床し、午前6時20分から、準備運動の後に武器(杖)を使用した練習が午前7時20分ころまで行われた。その後、大学構内へ移動し、朝食後、午前10時30分から第2体育館で、日頃の練習と同じく、準備運動・受け身の練習後に、2人1組となって、入り身転換、両手持ち呼吸法、座技第1教及び第2教、四方投げ、正面打ち入り身投げの順に、主将及び副将による演武を挟んで各練習が行われた。Aは、卒業生である合気道2段のB（分離前共同被告）と組み手相手となり、上述の順序に従って練習を行った。Bは、Aを相手にしたのは当日が初めてであったが、四方投げの最中にAの息が上がってきたため、同人に対し乱れた着衣を整えるように指示して休息をとらせ、再度四方投げの練習を続けた。Aは、主将である被告Tの号令により四方投げの練習を終え、正面打ち入り身投げの演武を見学した後に、再びBと正面打ち入り身投げの練習を開始した。そして、午前11時30分頃、AとBが互いに技を掛け合って練習し、Bの投げが通算して3ないし4セット目に入ったとき（投げが約10回目となったとき）、Aは意識が朦朧となり、立ち上がろうとするも立ち上がれない状態となった。そのため、部員らがAを体育館の板の間に移動させて約5分間様子を見ていたが、同人の意識がなくなり、いびきをかき始め、頬を叩いて呼びかけても応答しない状態となった。そこで、Aは、直ちに部員らによって、松山赤十字病院、さらに、愛媛県立中央病院へ救急車で搬送され、緊急手術が行われた結果、右側頭部に急性硬膜下血腫が認められ、それを除去するなどの処置が行われた。その後も、Aは集中治療室で治療を受けたが、3月16日には肺炎を、18日には多臓器不全を起し、意識が回復しないまま、翌19日午後2時5分死亡した。

なお、本件事故から約1年前である平成3年3月5日、合気道部の春合宿中に、同部員Hが、上級生の部員を相手に組み手練習をしていたところ、頭部を数回畳で打ち、急性硬膜下血腫の傷害を負って入院するという事故（以下「Hの事故」という）が発生している。また、昭和62年8月にも、当時1回生が3回生の部員に練習中に投げられ、脳内出血で1週間程入院する事故が発生している。

## (2) 原告の主張

Aの相続人である両親（原告）は、合気道部の主将であったT、同部の顧問教官で本件大学の助教授であったMに対し、また、本件大学の設置者である国に対し、それぞれ連帯責任があるとして損害賠償請求をした。原告の主張の概略は以下の通りである。

### 1) 本件事故の発生原因

「Bは、……本件事故前から、組み手の相手の頭部を故意に床畳に打ちつける稽古をしていた」から、本件事故も、BがAの頭部を「故意に」床畳に打ちつけたことが発生原因である（そして、こうした「相手の頭部を故意に床畳に打ちつける」という、Bの「危険な練習態度は愛大（愛媛大学〔引用者注〕）合気道部の危険な体質」となっていた）。「仮に、Bが故意にAの頭部を床畳に打ちつけたのではないとしても、同人との練習で頭部を打撲した者は数え切れない程おり、…Aとの…実力差を考慮すると、Aが頭部を床畳に打ちつけないような配慮を全くしていないことには、重大な過失があったというべき」である。要するに本件事故は、BがAの頭部を故意又は重大な過失により床畳に打ちつけたことが発生原因である。

### 2) 課外クラブの主将（T）の安全配慮義務と責任

Tは、事故当時、「合気道部の主将であり、…事故の約1年前にHの事故を経験するなどして、合気道の練習には高度の危険性が伴うことを知悉していたのである」から、部員に対し「その危険性、とりわけ頭を打たせることの危険性について周知徹底し、未然に本件のような事故の発生を防止すべき注意義務があったところ、漫然と従前の練習方法を引き継いただけで、右注意義務を怠った」。したがって、過失があり、「同被告には、本件事故について民法709条に基づく損害賠償責任がある」。

### 3) 課外クラブの顧問（M）の安全配慮義務と責任

「合気道部においては、本件事故以前から、…上級者が下級者に対して頭部を床畳に打ちつけるように投げ技を掛ける稽古を当然視するような危険な体質があり、右のような危険な練習方法が伝統的、恒常的に行われてきていた」。Mは、事故当時、「合気道部の顧問教官であったばかりか、合気道4段の実力を持つ合気道の専門家として松山合気道錬成会という道場を主宰し、これに…部員らを参加させるなど、同部に対して大きな影響力を行使できる立場にあった者であり」、「合気道部の右危険な体質や練習方法を知り、少なくとも容易に知り得る立場にあった」。したがって、被告Mは、「合気道部の顧問教官として、同部の右危険な体質や練習方法を改めさせるべく指導、監督する義務があり、かつ、そのことが十分可能であったにもかかわらず、右義務を怠ったものであり、その結果、本件事故が発生したというべきであるから、同被告には、本件事故について民法709条に基づく損害賠償責任がある」。

### 4) 国（大学）の安全配慮義務と責任

#### ① 国立大学の安全配慮義務

「国立大学は、入学許可という国の行政処分により発生した法律関係が教育及び研究の目的達成のための管理権を伴うものである以上、信義則により、被管理者である学生の生命、身体についての安全配慮義務を負う」。本件の愛媛大も、「教育目的のため、積極的に学生の課外活動を位置づけ、体育系学生団体の一つとして愛大合気道部を承認し、大学の施設、設備を提供したうえ、顧問教官を置いているのであるから、右の安全配慮義務」を負う。「大学生は高校生以下の生徒とは違って自主性が重んじられることから、学校側の安全配慮義務が軽減されるとする見解があるが、最近の社会情勢にあっては、大学生の自主性を過大に評価することはできず、むしろ、学生の自主性を口実に大学当局の安全配慮義務を否定することは許されない」。

## ② 大学の安全配慮義務違反と責任

本件事故は、「合気道部の活動の一環としての春季合宿中に発生している」が、「合気道部では、約1年前のHの事故など練習中に部員が頭部を打つという事故が多発しており、本件事故以前から、頭部を床畳に打ちつけるように投げ技を掛ける稽古を当然視するような危険な体質があって、課外活動の目的を逸脱した違法な暴力行為と評価できる危険な練習方法が伝統的、恒常的に行われてきている」。そして、大学当局は、「Hの事故の報告を受けるなどして、…合気道部において頭部を打ちつける危険な稽古が恒常的に行われていることを承知していたのであるから、部員である学生の生命、身体の危険を未然に防止するため、同部の承認を取消し又は承認期間の更新を認めないなどして学内施設の使用を禁止するとか、学生を懲罰処分に付する旨警告するなどの具体的措置を講じるべきであった」。ところが、大学当局においては、「合気道部に対して、右の具体的措置を何ら講じておらず、また、顧問教官である被告Mにおいても、……同部の右危険な練習方法を改善すべき指導、監督義務があり、それが十分可能であったのに右義務を怠った。本件事故は、大学当局の右具体的安全配慮義務違反ないし顧問教官である被告Mの注意義務違反（過失）に基づき発生したというべきであり、したがって、国は、国家賠償法1条1項ないし民法715条1項に基づく損害賠償責任がある」。

## 2. 判 旨

### (1) 本件事故の発生原因

判決は、Aの死因を「Aは、Bとの…練習中に、頭部を打撲して右側頭部硬膜下血腫を惹起し死亡した」として、頭部打撲による右側頭部硬膜下血腫と認定し、そして、「頭部打撲の原因としては、…Bがかけた正面打ち入り身投げによって、Aが受け身の体勢を十分とり得ないまま転倒し、頭部を床畳に打ちつけたことによるもの」としている。

ついで判決は、頭部を床畳に打ちつけたことがBの故意又は重大な過失によるものかどうかについて、「BはAの息があがってきたのを見て休息をとらせたりしており、…故意にAの頭部を床畳に打ちつけるように技をかけたとまでは認めるに足りる証拠はない」。また、Aは「約1年

間の練習によって3級間近の実力」があり、「各技に対する受け身を一応修得していた」から、Bは「Aの頭部が床畳に打ちつけられないよう添え手」などを配慮すべきとはいえ、「技のかけ方において重大な過失があったとまでは認め難い」としている。

また、判決は、「頭部を床畳に打ちつけるような危険な練習が伝統的、恒常的に行われていたかどうか」については、「合気道部においては、少なくとも、本件事故前において、練習中に下級生部員が頭部を床畳に打つことの危険性についての認識が甘かったといわざるを得ず、その結果、練習中に下級生部員が床畳に頭部を打つことが稀とはいええない状況にあったことが窺え、(中略)、右認識の甘さが本件事故発生の下地となったとの批判は免れ難く、…同部の指導的立場にあった関係者には強い反省が求められる」としているが、最終的には、諸般の事情<sup>6)</sup>を考慮して、「上級生らが故意又は重大な過失に基づき下級生の頭部を床畳に打ちつけるような危険な練習が伝統的、恒常的に行われていたとまでは認めるに足りない」としている。

## (2) 課外クラブの主将(T)の安全配慮義務と責任

原告の「主将として頭部を打たせる練習の危険性を部員らに周知徹底すべき」安全配慮義務(注意義務)違反があったとの主張に対し、判決は、「合気道部の練習内容が危険性の高いものであったとは認め難く、同部において上級生らが故意または重大な過失に基づき下級生の頭部を床畳に打ちつけるような危険な練習が伝統的、恒常的に行われていたとまでは認めるに足りないから、原告らの右主張は、その前提を欠き失当」と述べ、「主将として頭部を打たせる練習の危険性を部員らに周知徹底すべき」安全配慮義務そのものが存在せず、したがって、義務違反の主張はその前提を欠き失当としている。

また、判決は、大学の体育系学生団体における主将の役割を「対外的に、部を代表する立場にあり、日常の練習については、計画や進行指示を担当する役割を負っているもの」としている。そして、「本件事故が発生した春合宿において、無理な練習計画が立てられたり、被告Tの主将としての不適切な進行指示がなされたと認めるに足りる証拠はなく、その意味からも、被告Tに本件事故発生についての過失責任は認め難い」としている。

## (3) 課外クラブの顧問(M)の安全配慮義務と責任

### 1) 課外クラブの顧問の地位と役割

愛媛大学では、①顧問教官の「資格については格別制限されておらず、当該学生団体に対応する専門の知識を有する必要」のないこと、②「学内に顧問教官の地位や職務内容、権限を規定するものは全く存在」しないこと、③「顧問教官は、愛大が任命するものではなく、当該学生団体に属する部員らが同大学の教官の中から適宜依頼して就任してもらって」いること、④「報酬も支給されていない」ことなどから、判決は、「学生団体の顧問教官については、施設利用等の際に署名、押印が求められてはいるが、学内に任免や職務内容等に関する規定はなく、何ら専門性が求められていないことなどからすると、本来学生らによって自主的に運営される学生団体にあっ

て、名目的な地位に止まるものであって、教育的立場に立った一般的指導といっても、学生団体に対する一般的助言や大学との調整的役割を期待されているにすぎない」としている。

## 2) 課外クラブの顧問の安全配慮義務違反の有無

課外クラブの顧問は、1) に述べた「地位や役割に止まるものであって、同部の練習内容の決定や実践について部員らを具体的に指揮、監督すべき義務はない」。ただ、「同部の設立や施設利用等の際に署名、押印が求められている趣旨からすると、同部が学生団体としての本来の目的を逸脱した違法行為を恒常的に行っているなど特段の事情がある場合には、右署名、押印を拒否するなり、大学当局に然るべき連絡をすべき立場にある」。しかし、「原告らが主張するように同部において上級生らが故意または重大な過失に基づき下級生の頭部を床畳に打ちつけるような危険な練習（本来の目的を逸脱した違法行為〔引用者注〕）が伝統的、恒常的に行われていたとまでは認めるに足りない」から、「下級生の頭部を床畳に打ちつける危険な練習」を改善すべき安全配慮義務違反も認め難い。したがって、「本件事故について被告Mに過失責任があるという原告らの主張は理由がない」。

なお、「Mは、合気道4段で、愛大合気道部の出身者によって結成された松山合気道錬成会という合気道の道場…を主宰しており、その道場に週1、2回ほど愛大合気道部員が練習に参加していた事実が認められるが、錬成会はあくまでも大学とは関わりのない合気道の道場であり、愛大合気道部の部員らが右道場における練習に参加していたからといって、被告Mに愛大合気道部の練習内容等について同部員に対する具体的な指導監督の義務が生じるものではなく、前記認定判断を左右するものではない」としている。

## (4) 国（大学）の安全配慮義務と責任

原告の主張する、国に対する損害賠償責任の追及方法は、以下の2つである。

1) 第1は、顧問教官（公務員）Mの過失責任を前提に、国家賠償法1条1項等に基づく損害賠償責任を追及する方法である。この問題について判決は、次のように判示している。

「原告らは、本件事故について顧問教官である被告Mの過失責任を前提に、被告国に国家賠償法1条1項等に基づく損害賠償責任がある旨主張するが、前記認定判断のとおり、被告Mの過失責任を認めることができないから、原告の右主張は、その前提を欠き理由がない」。

2) 第2は、大学当局の安全配慮義務違反を前提に損害賠償責任を追及する方法である。この問題の前提として、国立大学の安全配慮義務の法的根拠および安全配慮義務の及ぶ範囲、内容、程度が問題となる。これらの点について判決は、次のように判示している。

### ① 国立大学の安全配慮義務の法的根拠および安全配慮義務の及ぶ範囲

「一般に、国立大学においては、契約によって生じる私立大学の学生の在学関係とは異なるものの、入学許可という行政処分によって生じた在学関係でも、教育及び研究の目的のため学生に対する管理権を伴う以上、大学当局は、学生の施設利用ないし教育活動について、信義則上、一



般的な安全配慮義務を負うものと解するのが相当である」。

## ② 安全配慮義務の内容、程度

「国立大学においても、私立大学と同様に、いわゆる学生団体の設立を承認して、学生らの課外活動を認め、その活動を通じて学生らの大学生活における教育目的の達成を期待している」が、「かかる課外活動については、大学生の年齢、能力や社会的地位、活動目的からして、高等学校以下の教育機関とは異なり、本来、学生らによる自主的運営に委ねられている」。したがって、「大学当局としては、右課外活動において、学生に使用を許可して施設の安全保持義務を負うことは当然であるが、その活動面における危険防止については、原則的に学生団体に属する部員らの自主性に委ねられており、当該学生団体が課外活動の目的を逸脱した違法行為を恒常的に行っているなど特段の事情が認められる場合は、大学当局において適宜警告を発するなどして改善を促し、それでも効果がない場合は、施設利用を禁じたり、学生団体承認を取り消して活動中止を勧告すべき義務があるが、それ以上に、大学当局は学生団体の課外活動に個々の介入するなどして具体的に危険防止のための安全配慮を尽くす義務まで負うものではない」。

## ③ 大学の安全配慮義務の有無

「愛大合気道部において、原告らが主張するように上級生らが故意または重大な過失に基づき下級生の頭部を床畳に打ちつけるような危険な練習が伝統的、恒常的に行われていたとまでは認めるに足りない」し、「同部において課外活動の目的を逸脱した違法行為が恒常的に行われていたことを認めるに足りないから、愛大当局には、同部に対し、警告を発したり、あるいは、施設利用を禁じ、学生団体承認を取り消して活動中止を勧告すべき」安全配慮義務があったとはいえない。「なお、…合気道部では、練習中に下級生部員が頭部を床畳に打つことの危険性についての認識が甘かったといわざるを得ず、その結果、練習中に下級生部員が床畳に頭部を打つことが稀とはいえない状況にあったことが指摘されるが、この点をもって、課外活動の目的を逸脱した違法行為が繰り返されていたとまで評価するには足りないというべきである」。

## 3. 検討

### (1) 本件事故の発生原因

Aの死因は、頭部打撲による右側頭部硬膜下血腫であるが、問題は、頭部打撲の原因である「頭部を床畳に打ちつけたこと」が、Bの故意又は重大な過失によるものかどうかである。判決は否定しているが、認定事実をみる限りBの故意又は重大な過失を認めることは困難であり、妥当な判断と思われる。

次に問題となるのは、合気道部において頭部を打ちつけるような危険な練習が伝統的、恒常的に行われていたかどうかである。この点が問題となるのは、Bの故意又は重大な過失の有無、主将T、顧問教官M及び大学当局の安全配慮義務の有無、そして、国の責任の有無に影響を与える

からである。

この点について判決は、最終的には、諸般の事情を総合して、「危険な練習が伝統的、恒常的に行われていた」とまでは認めるに足りないと否定的に解している。しかし、「危険性についての認識が甘かったといわざるを得ず」「右認識の甘さが本件事故発生の下地となったとの批判は免れ難く」「関係者には強い反省が求められる」（傍点引用者）との批判的な表現や、判決の判断理由となった諸般の事情にみられる、「故意にAの頭部を床畳に打ちつけるように技をかけた」とまでは認めるに足りる証拠はない」「技のかけ方において重大な過失があったとまでは認め難い」「初心者段階では受け身の際に頭を打つことも少なからず起こり得る」「必ずしも危険な練習方法とはいえない」「強調し過ぎているくらいが窺え」「危険な練習が常態化していたとまでは認めるに足りない」（傍点引用者）などのあいまいな表現を考慮すると、この問題を否定的に解してよいか疑問が残る。

## (2) 課外クラブの主将（T）の安全配慮義務と責任

ここでの主要な問題は、課外クラブの主将や部長などの役割は何か、主将や部長などの安全配慮義務の内容は何かである。

### 1) 従来判例の考え方

この点については、国立大学のヨット部の練習中の事故に関する、大阪地判昭和61年5月14日（判時1217号88頁，判タ617号105頁，学判3巻1021・409・27頁）が参考になる。

判決は、まず、課外クラブの部長の役割について、次のように述べている。

「部長は、ヨット部の代表者として、大学に団体届を提出し、大学から物品、施設を借用し、大学学生課に物品の購入その他の援助につき交渉すること、部の運営方法、物品の購入、管理、保管、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全傷害保険への加入などについて部会を開き、部会の司会をつとめて各部員と相談のうえこれを決定すること、入部希望者の連絡を受け、入部希望者に部の実態、方針を説明すること、合宿時には合宿に利用する民宿と交渉すること、練習及びヨットスクールにおいて、開始、終了を決定し、乗艇の組み合わせその他実施方法を各部員と打ち合わせて決定することなど、いわば部のまとめ役の役割を任せて」いる。すなわち、判決は、部長の役割は、①対外的にクラブの代表者として、大学との交渉、合宿に利用する民宿との交渉、入部希望者への説明をすること、②対内的にクラブのまとめ役として、クラブの運営方法、物品の購入・管理・保管、傷害保険への加入などについて部会を主宰して決定する、練習の開始・終了、実施方法を協議決定することであるとしている<sup>7)</sup>。

そして判決は、部長らのこのような役割から、「それぞれ部長、副部長、会計担当者の地位において、ヨット部の部活動にさいし、ヨット部ないしヨット部員に対し指導監督すべき義務はない」としている。すなわち、ここでは、部長らは、部活動に際してはクラブのまとめ役として練習の開始・終了、実施方法を協議決定する権限があるのみで、それ以上に練習を具体的に指導・

監督すべき義務はないから、個々の練習などの具体的なクラブ活動に対してまで事故防止の安全配慮義務を負わないとの考えが示されている。

## 2) 本判決の考え方

本判決も、課外クラブの主将は、「対外的に、部を代表する立場にあり、日常の練習については、計画や進行指示を担当する役割を負っている」としている。つまり、本判決でも、前掲・大阪地判昭和61年5月14日と同様に、クラブの主将は、①対外的にはクラブの代表者であるが、②対内的にクラブのまとめ役として、練習計画の立案、練習の進行管理や指示（技の指示、模範となる実演〔演武〕、開始・終了の号令などの）の役割を負っているにすぎない。そして、このような主将の役割を考慮すれば、その安全配慮義務の内容は、無理の無い練習計画の立案、適切な練習の進行管理や指示をすることであり、個々の練習における安全配慮や原告の主張するような「頭部を打たせる練習の危険性を部員らに周知徹底すべき」ことまでは、原則として安全配慮義務の内容に含まれていないとの考えがとられている。ただし、例外として、「合気道部の練習内容が危険性の高いものであった」場合や「上級生らが故意または重大な過失に基づき下級生の頭部を床畳に打ちつけるような危険な練習が伝統的、恒常的に行われていた」場合は、「頭部を打たせる練習の危険性を部員らに周知徹底すべき」安全配慮義務があるとしている。

思うに、課外クラブの活動実態からすれば、クラブの主将や部長などは、判決の指摘するように、対外的にはクラブを代表するが、対内的にはクラブの活動が円滑に進むようにする、クラブのまとめ役にすぎないのであって、個々の練習を指導したり、他の部員に対する指揮監督権があるわけではない。部員はコーチや先輩部員の指導を受けながら、あるいは部員相互で自主的に練習するのが普通である。したがって、クラブの主将ないし部長の安全配慮義務の内容を高度なものとしたり、個々の練習などの具体的なクラブ活動に対して事故防止の安全配慮義務を負わせたりすることは、クラブの活動実態に合わない。その意味では、判決の判断は妥当と思われる。

## (3) 課外クラブの顧問(M)の安全配慮義務と責任

大学の課外クラブでは、本判決も述べているように、教育的立場で一般的指導を期待して、教職員が顧問や部長になっていることが多い。そして、大学にクラブ設立願いを提出する際、クラブが大学施設を利用する際、クラブの承認期間更新願いを提出する際などに顧問や部長の署名・押印を必要とするのが一般的である。

ここでの主要な問題は、こうした顧問や部長の地位・役割は何か、顧問や部長は個々の具体的なクラブ活動に対する安全配慮義務を負うかである。

### 1) 従来判例の考え方

顧問や部長の地位・役割について、従来判例の多くは、「名目的象徴的なもの」「クラブやクラブ員に対する助言者ないし精神的な協力者」「相談にのる程度の消極的な役割にとどまるもの」「大学とクラブとの連絡調整役」というように、ニュアンスの違いはあるが、いずれも実質的な

指導者、監督者の地位にあるものではないとしている。そして、このような顧問や部長の地位・役割を考慮して、個々の具体的なクラブ活動に対する指導・監督義務ないし事故防止の安全配慮義務を否定している<sup>8)</sup>。

たとえば、私立大学合気道部の合宿練習中の事故に関して、東京地判昭和60年12月10日(判時1219号77頁, 判タ621号128頁, 学判3巻1021・409頁)は、「K教授をはじめ体育会所属各部の部長又は顧問の地位は極めて名目的象徴的なものに過ぎないことに鑑みれば、K教授は、およそ合気道部の練習稽古等の個々の活動において学生を指導監督すべき義務を負わない」としている。また、私立大学カヌー部の練習中の事故に関して、大阪地判昭和57年1月22日(判時1044号415頁, 判タ470号147頁, 学判3巻1021・343頁)は、「顧問は、当該クラブの活動内容に関して、指導監督する義務を負うものではなく、ただクラブやクラブ員に対する助言者ないしは精神的な協力者として側面から援助するものに過ぎないと認めるのが相当であって、顧問としての地位においてクラブ活動に際して部員たる学生に生ずべき危険を防止すべき注意義務を負うものではない」。そして、顧問が「カヌーに関して相当の知識を有して(いたとしても)、クラブ員に多少の指導をしたこと(があったとしても)、本件事故について結果防止義務があるということとはできない」としている(同様な判断を示すものとして、国立大学ヨット部の練習中の事故に関する前掲・大阪地判昭和61年5月14日がある)。さらに、私立大学のアニメーション研究会が合宿中に行ったスイミングトレーニング中の事故に関して、大阪地判昭和61年4月17日(判タ621号112頁, 学判3巻1021・409・19頁)も、顧問及び副顧問の「役割も積極的にクラブ活動の内容を指導・監督するというものではなく、相談にのる程度の消極的な役割にとどまっているものと認められることに照らすと、…クラブの顧問及び副顧問が、…事前に現地を調査して注意・警告を与えたり、現地においても注意・警告を徹底させる義務を負うものとは認められない」としている。

こうした結論を導き出した理由について、たとえば、前掲・大阪地判昭和57年1月22日は、①顧問を委嘱するのはクラブ員の総意であって大学ではないこと、②顧問の委嘱を受けた教員が申出を受けるか否かはその教員の任意であって就任を義務付けられないこと、③顧問は、当該クラブ活動に関して専門的技術あるいは知識を有することが必要とされていないこと、④顧問のクラブへの関わり方は各クラブによって様々であり、各顧問の任意であることを挙げている。また、前掲・大阪地判昭和61年5月14日は、上述の理由に加え、⑤大学に顧問教官についての規定がないこと、⑥長期間の大学外での活動については、顧問教官の認印を得て大学に「許可願」を提出しなければならないが、右届け出は危険防止の観点から従前の慣例に従って報告的に行われていたものにすぎず、これによって顧問教官が具体的に指導監督することを予定するものではないこと、⑦ヨット部の運営は部員の総意で自主的に行っており、その運営について顧問に相談したり、その指導監督を受けることはなかったことを挙げている。

以上のように多くの判例は、顧問や部長に対して、個々の具体的なクラブ活動に対する指導・監督義務ないし事故防止の安全配慮義務を否定しているが、私立大学の合気道部の夏季合宿中の事故に関する、浦和地川越支判昭和55年12月12日(判時1019号111頁、学判3巻1021・309・5頁)は、少し違った判断をしている。すなわち、同判決は、「部長とはいえ単に被告大学と合気道部間との連絡調整役に過ぎず、強いていえば管理面からの安全を守る義務—例えば物的施設に安全性を欠く事態が生じた場合被告大学と折衝して善処するなり、また人的な点例えば師範、主将らの人柄、指導力等に問題があれば検討する—が問われる程度のもので、個々の練習面における事故防止を図る注意義務は存しない」としている。ここでは、従来の判例と同様に、個々の具体的なクラブ活動に対する指導・監督義務ないし事故防止の安全配慮義務を否定している。しかし同時に、人的・物的な「管理面からの安全を守る義務」があることも判示している。部長が大学と合気道部間との連絡調整役にすぎないことを強調すれば、部長には、課外クラブ活動についてなんらの義務もないと考えることもできるが、本判決は、少なくとも「管理面からの安全を守る義務」があることを明らかにしており、注目に値する<sup>9)</sup>。

## 2) 本判決の考え方

本判決も、従来の判例と同様に、顧問の地位・役割は、「名目的な地位に止まる」「学生団体に対する一般的助言や大学との調整的役割を期待されているにすぎない」としている。そして、こうした地位・役割を考慮して、顧問には「同部の練習内容の決定や実践について部員らを具体的に指揮、監督すべき義務はない」としている。つまり、従来の判例と同様に、個々の具体的なクラブ活動に対する指導・監督義務ないし事故防止の安全配慮義務を否定している。さらに、こうした結論を導き出した理由についても、従来の判例が挙げている①③⑤と同様の理由を挙げている(その他に、報酬が支給されていないことを挙げている)。

以上のように、本判決は従来の判例の延長線上にあるが、従来の判例とは異なる点もいくつかみられる。

従来の判例と異なる第1の点は、本判決が、顧問は「同部が学生団体としての本来の目的を逸脱した違法行為を恒常的に行っているなど特段の事情がある場合には、右署名、押印を拒否するなり、大学当局に然るべき連絡をすべき立場にある」ことを指摘している点である。これは、従来の判例にみられなかった点であって、顧問が例外的に指導・監督義務ないし事故防止の安全配慮義務を負う場合があることを示したものであり、注目に値する。

第2の点は、本判決が、クラブの顧問(M)が合気道4段で、合気道の道場を主宰しており、大学の部員も週1、2回程度練習に参加していたとしても、道場が大学とかわりがないものである以上、顧問には、大学における「合気道部の練習内容等について同部員に対する具体的な指導監督の義務が生じるもの」ではないとしている点である。従来の判例においては、顧問が部活動の内容に関して「相当の知識」を有していたとしても、「クラブ員に多少の指導をしたこと」

があったとしても、「結果防止義務があるということはできない」とした事例（前掲・大阪地判昭和57年1月22日）はあったが、本判決は、それ以上に顧問が合気道4段で道場を主宰するような専門家であって、しかも道場で頻繁に部員の指導をしている、道場が大学とかかわりのないものである以上、顧問には、大学における同部員に対する具体的な指導・監督の義務が生じるものではないとしている。注目すべき新たな判断基準を示したものといえよう。

思うに、判例が指摘する前述の①から⑦の理由のほかに、大学の課外クラブ活動は学生の自主的・自治的運営によって行われるものであって、顧問や部長が直接指導したり、監督したりするものではないこと、学生は成年者あるいはそれに近い年齢の者であって、自主的判断能力・自立的行動能力を十分備えていることを考えれば、中学校・高等学校の場合とは異なり、大学の課外クラブにおける顧問や部長の地位は名目的・象徴的なものであり、その役割も連絡調整的なものにすぎないと考えられる。そして、こうした顧問や部長の地位・役割を考慮すれば、個々の具体的なクラブ活動に対する指導・監督義務ないし事故防止義務を認めることは困難である。判決の判断は妥当であると思われる。

#### (4) 国（大学）の安全配慮義務と責任

原告は、2つの方法で国の損害賠償責任を追及しているが、そのなかで特に問題となるのが、大学当局の安全配慮義務違反を前提に損害賠償責任を追及する場合である。この場合、前述のように、国立大学の安全配慮義務の法的根拠および安全配慮義務の及ぶ範囲、内容、程度が問題となる。以下、順次検討をする。

##### 1) 国立大学の安全配慮義務の法的根拠

ここでは、国立大学の安全配慮義務をどのような根拠によって導き出すのかという、安全配慮義務の法的根拠が問題となる。

##### ① 従来判例の考え方

私立学校の場合には、学校と生徒・学生との在学関係を契約関係と捉え、この契約関係に付随する義務として安全配慮義務を位置づける判例が多い。これに対して、国公立学校の場合には、学校と生徒・学生との在学関係を行政処分によって発生する公法上の法律関係と捉えるものが大部分であるが、安全配慮義務の位置づけについては、①公法上の法律関係の付随的義務として、学校は、信義則上、安全配慮義務を負うとする判例<sup>10)</sup>、②公法上の法律関係が教育(大学においては研究も含む)目的達成のための管理権を伴うことから、学校は、公法上の法律関係(ないし管理権)に内在または付随するものとして、学生に対し信義則上、安全配慮義務を負うとする判例<sup>11)</sup>、③学校と生徒・学生との間に特別な社会的接触関係があることから、学校は、特別な社会的接触関係に基づき、信義則上、安全配慮義務を負うとする判例<sup>12)</sup>、などさまざまである<sup>13)</sup>。

##### ② 本判決の考え方

本判決は、国立大学の学生に対する安全配慮義務について、「一般に、国立大学においては、

契約によって生じる私立大学の学生の在学関係とは異なるものの、入学許可という行政処分によって生じた在学関係でも、教育及び研究の目的のため学生に対する管理権を伴う以上、大学当局は、学生の施設利用ないし教育活動について、信義則上、一般的な安全配慮義務を負うものと解するのが相当である」としている。ここでは、学校と学生との在学関係を行政処分によって発生する公法上の法律関係と捉え、この法律関係が教育・研究という目的達成のための管理権を伴うことから、学校は、公法上の法律関係(ないし管理権)に内在あるいは付随するものとして、学生に対し信義則上、安全配慮義務を負うとする考え(上述の⑥の考え方)が示されている。

## 2) 安全配慮義務の及ぶ範囲

安全配慮義務違反を理由として大学の損害賠償責任を迫及する場合、最も問題となるのは、大学当局の安全配慮義務違反の有無である。そして、その有無を判断する前提として、まず第1に問題となるのは、大学の安全配慮義務の及ぶ範囲はどこまでなのか、そして、大学の安全配慮義務は、課外クラブ活動にも及ぶのかである。

### ① 大学の安全配慮義務の及ぶ範囲

この点について、学説・判例は、大学は、原則としてその教育研究活動の範囲内あるいはその管理・教育権限に対応する範囲内において、学生の生命・身体に対して安全配慮義務を負うとしている。すなわち、大学の安全配慮義務の及ぶ範囲は、原則としてその教育研究活動あるいは管理・教育権限に対応する範囲内である<sup>14)</sup>。

大学は、教育研究を目的とするものであるから、教育研究活動について安全配慮義務を負うのは当然であるし、また、大学が教育研究の目的達成のために管理・教育の権限を有するならば、権限に対応する範囲内において義務(安全配慮義務)が生ずるのも自然である。それゆえ、こうした基準は、妥当なものといえよう。

これに対して、本判決は、「大学当局は、学生の施設利用ないし教育活動について、信義則上、一般的な安全配慮義務を負うものと解するのが相当である」として、大学の安全配慮義務が及ぶ範囲を、「学生の施設利用ないし教育活動」としている<sup>15)</sup>。本判決の示す基準は、従来の判例とは若干表現が違う。しかし、学生が利用する施設は大学が管理すべきものであるから、「学生の施設利用…について…安全配慮義務を負う」ということは、「管理・教育権限に対応する範囲内」で安全配慮義務を負うということと実質的に同様であり、本判決の基準も従来の判例の延長線上にあり、その意味で妥当な判断であるといえよう。

このように、大学の安全配慮義務の及ぶ範囲は、原則としてその教育研究活動あるいは管理・教育権限に対応する範囲内である。しかし同時に、その範囲内であっても通常発生することが予測可能な事故に限られること、他方、その範囲外の事故であっても、特別予見が可能であり、かつ防止措置をとることが比較的容易であるような場合には、大学の安全配慮義務が及ぶ<sup>16)</sup>。

### ② 大学の安全配慮義務と課外クラブ活動

上述のように、大学の安全配慮義務の及ぶ範囲は、原則としてその教育研究活動あるいは管理・教育権限に対応する範囲内である。したがって、大学の教育活動の中心である正課授業や大学主催の行事（学校行事）には大学の安全配慮義務が及び、大学は学生の安全を配慮して、それらを計画し、実施しなければならない。

問題は課外クラブ活動である。すなわち、大学の安全配慮義務は、課外クラブ活動にも及ぶのかどうかである。

#### ④ 学説・判例の一般的考え方

この点について、学説は、課外クラブ活動も大学の教育活動の一環ないし大学の管理・教育権限の範囲内にあると捉え、一般論として、課外クラブ活動にも大学の安全配慮義務が及ぶとしている。以前には、大学の課外クラブ活動が教育活動の一環ないし管理・教育権限の範囲内にあるといえるかどうかについては議論があった<sup>17)</sup>が、今日ではほとんどの学説がこれを認めている<sup>18)</sup>。

また、判例も、一般論として、大学の課外クラブ活動に大学の安全配慮義務が及ぶことを認めている。たとえば、前掲・大阪地判昭和61年4月17日は、「被告大学において右のごとく学生の自主的、自治的運営によるサークル活動が行われ、被告大学がこれを認めてそのために必要な部室の使用を認めたり、相談にのったりしているのは、学生が行う右の自主的、自治的なサークル活動が『広く知識を授けるとともに……知的、道徳的及び応用能力を展開させることを目的とする』大学教育の目的にかなうものであると考えられるからであると思料され、その意味では右サークル活動も被告大学の教育活動の一環をなすものといえることができ、そうだとすると、これについても、前記教育契約に基づく法律関係(安全配慮義務〔引用者注])が及ぶものと解するのが相当である」と判示している<sup>19)</sup>。ここでは、学生の自主的、自治的な活動である課外クラブ活動が大学の教育目的にかなうものであるから、大学がいろいろな援助をしていること、その意味では課外クラブ活動も大学の教育活動の一環と捉えることができ、したがって、課外クラブ活動にも大学の安全配慮義務が及ぶとの考え方が示されている。

また、国立大学のヨット部員が、合宿練習中の転覆事故により死亡した事故に関して、山形地判昭和58年2月28日（判タ494号135頁、学判3巻1021・385・14頁）は、次のように判示している。すなわち、「大学は、右設置目的を達成するため必要な事項について当然に学生を規律する包括的な管理・教育権限を有し、単に国立学校設置法6条の2、7条、同法の規定により文部省令に定められた学科および課程内容に従って行う教育についてのみならず、学生自らが自主的に行ういわゆる課外活動についても教育的立場からこれを規律し管理する権限を有するもので、本件ヨット部が本件大学に所属する学生を構成員として課外活動を行うために組織されたものである以上、本件大学は本件ヨット部に所属する学生が右課外活動を行う際にも管理・教育権限を有するものというべきである。そして、右のとおり本件ヨット部の課外活動に対し本件大学の管理・教育権限が及ぶ以上、本件大学はその管理・教育権限に対応する範囲内で本件ヨット部に所



属する学生の身体、生命について安全配慮義務を負うものというべきである」。ここでは、大学は、教育目的達成に必要な事項について管理・教育権限をもつが、課外クラブ活動は教育目的達成に必要なものであり、大学の管理・教育権限が及ぶ。したがって、大学の管理・教育権限が及ぶ以上、大学の安全配慮義務も課外クラブ活動に及ぶとの判断が示されている。

思うに、今日では、課外クラブ活動は大学の教育目的にかなうものとして、大学ではこれに関心を持ち、積極的に援助や便宜を与え、指導・助言をしている。その意味では、課外クラブ活動は、大学教育の一環をなしている、あるいは大学教育に組み込まれているといった実態がみられる。また、大学に対する社会的認識が変化し、大学の教育も高等学校の延長教育との理解が一般化しており、大学の課外クラブ活動も、教育活動に組み込まれている高等学校のクラブ活動の延長線上にあるものとも考えることもできる。これらの点を考慮すれば、大学の課外クラブ活動を大学の教育活動の一環ないし大学の管理・教育権限の範囲内にあるとして、これに対して大学の安全配慮義務が及ぶとする考え方は、妥当なものといえよう<sup>20)</sup>。

#### ⑥ 本判決の考え方

本判決は、大学の安全配慮義務が課外クラブ活動に及ぶかどうかについては、直接触れていない。しかしながら、判決が「大学当局としては、右課外活動において、学生に使用を許可して施設の安全保持義務を負うことは当然である」「それ以上に、大学当局は学生団体の課外活動に個々に介入するなどして具体的に危険防止のための安全配慮を尽くす義務まで負うものではない」（傍点引用者）と述べていることや、「（大学当局は）、合気道部を含む学生団体に対し、一般的な安全配慮義務を一応尽くしていたものと認めるのが相当である」（傍点引用者）と判示していることを考慮すれば、本判決も、間接的ながら、大学の安全配慮義務が課外クラブ活動に及ぶことを認めていると考えられる。

しかし、大学の安全配慮義務違反の有無を判断する前提として、最も重要なことは、大学の安全配慮義務は、課外クラブ活動にも及ぶのかどうかを明らかにすることである。本判決は、この点について明示の判断をしていない点で、問題が残る。また、間接的には安全配慮義務が及ぶことを認めてはいるが、その根拠は明らかではなく、十分な判断とはいえない。

#### 3) 安全配慮義務の内容・程度

以上のように、学説・判例は、課外クラブ活動も大学の教育活動の一環ないし大学の管理・教育権限の範囲内にあるものと捉え、一般論として、課外クラブ活動にも大学の安全配慮義務が及ぶとしている。しかし、安全配慮義務の具体的内容は、一義的に決まっているわけではない。「安全配慮義務の具体的内容は、同義務が問題となる具体的状況によって異なるべきものである」（前掲・東京地判昭和60年12月10日）。したがって、安全配慮義務の「具体的内容、程度は」、大学と課外クラブとの「具体的関係に基づいて判断されなければならない」（前掲・山形地判昭和58年2月28日）のである。

### ① 従来判例の考え方

安全配慮義務の内容・程度を判断するにあたって、多くの判例は、①大学の課外クラブ活動においては高度の自主性が求められること、②これに参加する学生は成年者ないしそれに近い年齢であって、肉体的・精神的発達が十分であり、自主的判断能力・自立的行動能力が備わっていること（さらに一部の判例では、③大学はスポーツから生じる危険を除去する具体的方策をたてる能力がないこと）を考慮して、通常の課外クラブ活動に伴う危険防止（安全確保・安全配慮）については、原則として、学生が自らの判断と責任で自主的に行うべきものであって、大学が事故防止の安全配慮義務を負うものではない、つまり、通常の練習など個々の具体的なクラブ活動については、原則として学生が自らの判断で対処し、自分自身で責任を負うべきであり、大学には直接的、具体的な安全配慮義務はないとしている。

そして、大学が例外的に、直接的、具体的な安全配慮義務を負うのは、①「クラブ内でリンチや練習に名を借りたしごき等クラブの目的から逸脱した行為によって危険を生じるおそれのある場合<sup>21)</sup>」、②「サークル活動本来の目的を逸脱して違法行為に及んでいるような場合<sup>22)</sup>」、③「(大学の)管理する施設に安全性を欠く状態が生じた場合」や「大学構内における事故の発生を認知した場合<sup>23)</sup>」、④「課外クラブから届け出されたクラブの構成や活動計画に一見して明らかな安全対策上の不備がありそのクラブ活動の実施において危険が予想される場合<sup>24)</sup>」などに限られるとしている<sup>25)</sup>。

たとえば、前掲・大阪地判昭和57年1月22日は次のように述べている。

「大学のクラブは本質的にその自主性が尊重されるべきであり、構成員の肉体的、精神的発育状況からすると、危険防止につき必要適切な対策注意をすることもまた原則的にはクラブまたはクラブ員の自主性に委ねられているところというべく」、「この過程において大学側の指導育成を必要とすべきものではないというべきである」。また、「もともと大学は、スポーツ系の大学ならばいざ知らず、一般的には各種のスポーツから生じる危険を除去する具体的諸方策をたてる能力をもつものではないと考えられる。もとより、クラブ内でリンチや練習に名を借りたしごき等クラブ活動の目的から逸脱した行為によって危険を生じうべきときは、クラブ活動も在学契約によって生じる法律関係の及ぶ分野で、クラブ活動は健全なものであって始めて大学教育の目的に資するのであるから、大学としては必要な措置をとるなどして危険の発生を未然に防止する具体的措置を講ずべき義務があることは肯定されなければならないが、クラブ活動における通常の練習の過程において生じうべき危険防止についてまで大学が具体的諸方策を講じなければならない義務はないというべきである」。

また、前掲・東京地判昭和60年12月10日も、次のように述べている。

「大学の教育機関としての特殊性（年齢的にも成年前後の、判断能力及び批判能力を一応備えた学生を対象に、学術の中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、

知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする)及び大学における課外活動の高度の自主性に鑑みれば、課外活動における安全確保及び事故発生防止は、課外活動に携わる学生らが自らの判断に基づき自らの責任で自主的に行うことが期待されているものというべきであり、被告(大学側)は、その管理する施設に安全性を欠く状態が生じた場合に危険を除去するなど、施設管理の面から学生の安全を守る義務、及び大学構内における事故の発生を認知した場合にすみやかに救命措置等の適切な事後措置を講じる義務等を負う程度にとどまり、各部における運動技能の練習をはじめ個々の具体的な活動面においては、たとえその活動が一般的に事故の発生につながる危険を伴うものであるとしても、およそ事故発生防止を図る義務を負わないものと解するのが相当である」。

以上のように、個々の具体的な活動については、学生が本来自らの判断で対処し、自分自身で責任を負うべきであり、原則として、大学は事故防止の直接的、具体的な安全配慮義務を負うものではない。しかし、前述のように、もともと大学の安全配慮義務は課外クラブ活動にも及ぶわけだから、その程度には至らない一般的、間接的な安全配慮義務を負う。たとえば、前掲・山形地判昭和58年2月28日は、次のように判示している。

「大学の学生に対する安全配慮義務…の内容、程度は本件ヨットの部活動が大学におけるヨット愛好者或いは競技者の一般的常識からみて特別に危険なものでない限り、第一次的には…学生自らが築いた学生自治制度を尊重してその自治に委ね、副次的に顧問教官等を通じて学生らに対し航海の安全確保に対する注意を喚起するための指導助言をなす内容、程度で足り、これを超えて…ヨット部の日常的な部活動についてまで管理の目を光からせ部活動に介入し具体的な指導監督を行うことまでの必要も義務もなかったというべきである」。「本件大学においては本件ヨット部の日常的な部活動に対し具体的な指導監督をなすことはなかったものの顧問教官において機会がある度に、本件ヨット部の学生に対し安全確保に対する注意を喚起していたこと等から考えると、本件大学の負うべき安全配慮義務の内容、程度として欠けるところがあったとすることはできない」。

ここでは、「安全配慮義務…の内容、程度は、…第一次的には…学生自らが築いた学生自治制度を尊重してその自治に委ね」との判示からも明らかなように、まず第1に、課外クラブ活動に伴う危険防止(安全確保・配慮)は、学生自らの判断と責任で自主的に行うべきであるとの原則が述べられている。しかし、同時に「副次的に…安全確保に対する注意を喚起するための指導助言をなす内容、程度で足り、これを超えて…日常的な部活動についてまで管理の目を光からせ部活動に介入し具体的な指導監督を行うことまでの必要も義務もなかった」(傍点引用者)、「顧問教官において…安全確保に対する注意を喚起していたこと等から考えると、本件大学の負うべき安全配慮義務の内容、程度として欠けるところがあったとすることはできない」(傍点引用者)との判示を考慮するならば、大学は、個々の具体的な活動場面において事故防止の直接的、具体

的な安全配慮義務まで負う必要はない（これらは、上述のように学生自らの判断と責任で自主的に行うべきである）が、少なくとも「安全確保に対する注意を喚起するための指導助言をなす」程度の一般的、間接的な安全配慮義務を負うべきであるとの考え方が示されている。

## ② 本判決の考え方

安全配慮義務の内容、程度について、本判決も、従来判例と同様な判断を示している。すなわち、本判決は、「課外活動については、大学生の年齢、能力や社会的地位、活動目的からして、高等学校以下の教育機関とは異なり、本来、学生らによる自主的運営に委ねられている」。したがって、「その活動面における危険防止については、原則的に学生団体に属する部員らの自主性に委ねられており、…それ以上に、大学当局は学生団体の課外活動に個々の介入するなどして具体的に危険防止のための安全配慮を尽くす義務まで負うものではない」としている。すなわち、ここでは、課外クラブ活動に参加する学生の年齢、能力、社会的地位や、課外クラブ活動が学生らによる自主的運営に委ねられていることなどを考慮して、通常の課外クラブ活動に伴う危険防止（安全確保・配慮）については、原則として、学生が自らの判断と責任で自主的に行うべきもの（学生の自主性に委ねられるもの）であって、大学が事故防止の直接的、具体的な安全配慮義務を負うものではないとの判断が示されている。ただし、例外的に、学生団体が課外クラブ活動の目的を逸脱した違法行為を恒常的に行っているなど特段の事情が認められる場合は、適宜警告を発するなどして改善を促し、それでも効果がない場合は、施設利用を禁じたり、学生団体承認を取り消して活動中止を勧告すべきなどの事故防止の直接的、具体的な安全配慮義務を負うことが示されている。

また、本判決は、大学は個々の具体的な活動場面において事故防止の直接的、具体的な安全配慮義務を負うものではないが、その程度には至らない一般的、間接的な安全配慮義務を負うとして、次のように判示している。

「愛大当局は、設立を承認した運動系学生団体に対し、広報誌による事故防止の呼びかけや、年一回の割合で体育系サークルリーダー研修会を開催して危険防止に関する一般的な研修会を行ってきたこと、また、学生団体による日常の課外活動は各部員の自主性に委ねて介入することはしていないが、重大事故が発生した場合には、事故の発生状況、原因、再発防止対策等について報告を求めるなどしてきており、本件事故前に発生したHの事故の際にも、愛大合気道部の主将及び顧問教官から口頭での詳細な事故報告を受けたうえ、学生部長の指示で合宿を一時中止させ、主将らに対し注意を喚起して、再発防止を誓約した事故報告書を提出させていることが認められ、愛大合気道部を含む学生団体に対し、一般的な安全配慮義務を一応尽くしていたものと認めるのが相当である」（傍点引用者）。

ここでは、事故防止の直接的、具体的な安全配慮義務の程度までには至らない、一般的、間接的な安全配慮義務として、大学は次の3つの義務を負うことが示されている。すなわち、①設立

を承認した運動系学生団体に対し、広報誌による事故防止の呼びかけをすること、②年一回の割合で体育系サークルリーダー研修会を開催して危険防止を伝えること、③重大事故が発生した場合には、事故の発生状況、原因、再発防止対策等について報告を求めること（必要な場合は、さらに、活動を一時中止させ、主将らに注意を喚起して、再発防止を誓約した事故報告書を提出させること）である。

#### 4) 大学の安全配慮義務違反の有無

本判決は、上述の基準に基づいて、大学の安全配慮義務違反の有無を判断している。すなわち、本判決は、合気道部では、「上級生らが故意または重大な過失に基づき下級生の頭部を床畳に打ちつけるような危険な練習が伝統的、恒常的に行われていた」わけではない。したがって、「課外活動の目的を逸脱した違法行為が恒常的に行われていた」などの特段の事情はないから、大学当局には、合気道部に警告を発する、施設利用を禁止する、学生団体承認の取消し・活動中止の勧告などの安全配慮義務はない。それゆえ、安全配慮義務違反を前提とする損害賠償責任も理由がないとしている。妥当な判断であると思う。

#### (5) まとめ—課外クラブ活動に対する大学の安全配慮義務の在り方

近年は、大学に対する社会的認識が変化し、大学教育も高等学校教育の延長との理解が一般化しており、大学の課外クラブ活動も、教育活動に組み込まれている高等学校のクラブ活動の延長線上にあるとする考えもみられる。また、近年の学生の自主的判断能力・自立的行動能力にも疑問が呈され、以前に比べこれらの能力の低下が指摘されている。こうした実態を強調すれば、大学の安全配慮義務の内容、程度にはより厳しいものが求められることになる。すなわち、危険防止（安全確保・安全配慮）については、学生の自主性にゆだねるのではなく、大学は、もっと事故防止のため直接的、具体的な措置・指導（安全配慮）をする必要があるのではないかとの見解も生じよう。しかし、大学の課外クラブ活動の本質的特徴は、学生の自主的・主体的活動にあるのであって、学生の自主性が最大限に尊重されるべき活動である。学生の自主的判断能力・自立的行動能力の低下が懸念される今日、こうした能力を育てる最後の場が課外クラブ活動になっている。それだけに、課外クラブ活動においては、学生の自主性・主体性が従来以上に重視される必要がある。課外クラブ活動に対する大学の安全配慮義務の内容、程度を考えるにあたっては、この点の考慮が不可欠である。この意味において、一般論として課外クラブ活動にも大学の安全配慮義務は及ぶが、個々の具体的なクラブ活動については、原則として学生が自らの判断で対処し、自分自身で責任を負うべきであり、大学は事故防止の直接的、具体的な安全配慮義務を負うものではないとする判例の考え方は、現在の学生や課外クラブ活動の実態を考慮する限り、妥当なものと評価できよう<sup>26)</sup>。また、判例においては、大学が例外的に直接的、具体的な安全配慮義務を負う場合や、直接的、具体的な措置・指導（安全配慮）の程度に至らない、一般的、間接的な安全配慮義務を負う場合が示されているが、これらも課外クラブ活動の実態に鑑みれば、妥

当な考え方と思われる。

最後に、本判決は、大学の安全配慮義務は課外クラブ活動に及ぶかの問題に関する論旨の展開には問題があるが、それ以外の、課外クラブの主将の安全配慮義務、課外クラブの顧問の安全配慮義務、国立大学の安全配慮義務の法的根拠、大学の安全配慮義務の及ぶ範囲、安全配慮義務の内容、程度については、従来の判例と同様に、おおむね妥当な判断をしている。また、同時に、本判決は、従来の判例にはみられなかった新しい判断基準も提示している。したがって、本判決は、課外クラブ活動に対する大学側の安全配慮義務を考えるにあたって、参考になる判決と考えられる。

## 注)

- 1) 大学における課外クラブ活動に関する法的規定はなく、その態様は大学によって異なり、さまざまである。大別すれば、①大学の公認団体である文化サークル連盟あるいは文化団体連合会、理科連盟、体育会などに所属して部活動として行われる場合、②同好会などのように非公認団体ではあるが、大学には届け出がなされているクラブやサークルでの活動の場合、③個人的レベルで作ったもので、大学には届け出がなされていないクラブやサークルでの活動の場合などがある。ここで問題とするのは、前2者の場合であり、要するに何らかの形で大学がかかわっている（大学が公認している、届け出を受けている、施設利用を認めている、教職員が顧問、監督などになっている、財政援助がされている）ものである（伊藤進『学校事故の法律問題』三省堂、1983、349頁、伊藤進・織田博子『解説学校事故』三省堂、1992、480-481頁参照）。
- 2) 大阪地判昭和57年1月22日（判例時報〔以下、判時と略称〕1044号415頁、判例タイムス〔以下、判タと略称〕470号147頁、学校事故・学生処分判例集〔以下、学判と略称〕3巻1021・343頁）、大阪地判昭和61年4月17日（判タ621号112頁、学判3巻1021・409・19頁）参照。これらの判決は、大学教育と課外クラブ活動の関係、大学の課外クラブ活動へのかかわり方について詳細に判示している。
- 3) 伊藤・織田・前掲『解説学校事故』、457頁参照。たとえば、東京地判昭和60年12月10日（判時1219号77頁、判タ621号128頁、学判3巻1021・409頁）は、「大学生に対する大学の安全配慮義務の内容及び程度は、右の判断能力及び批判能力が十分でない児童生徒を相手に、心身の発達に応じて、知識の伝達と能力の養成を中心とした教育を施すことを目的とする高等学校以下の普通教育機関における場合に比べて、質的な差異があるというべきである」と判示している。
- 4) 伊藤・織田・前掲『解説学校事故』、477、480、482頁参照。
- 5) 個々の判例評釈は別として、大学における課外クラブ活動中の事故に関する判例を体系的に整理したものとしては、伊藤・前掲『学校事故の法律問題』、伊藤・織田・前掲『解説学校事故』、伊藤進『学校事故賠償責任法理』信山社、2000などがあるにすぎない。
- 6) 判決は、危険な練習が伝統的、恒常的に行われていたことを否定する諸般の事情として、以下のような

点を挙げている。

- ①事故前に、部員から、「危険な練習が恒常的に行われているとの訴えが顧問教官や大学当局に寄せられていた形跡もなく」、「日頃の練習内容は、…基本的なものであって、死亡事故に繋がるような危険性の高いものではないこと」。
  - ②「本件事故についても、…春合宿の練習とはいえ日頃の練習内容と同じものであり」、段位差（Aが4級、Bが2段）があったものの、「BはAの息があがってきたのを見て休息をとらせたりしており、…故意にAの頭部を床畳に打ちつけるように技をかけたとは認めに足る証拠はないこと」。
  - ③Aは「約1年間の練習によって3級間近の実力」があり、「各技に対する受け身を一応修得していた」から、Bは「Aの頭部が床畳に打ちつけられないよう添え手」などを配慮すべきとはいえず、「技のかけ方において重大な過失があったとは認め難いこと」。
  - ④「合気道も格闘技の一種であって、交互に決められた技をかけ合うといっても、…僅かなタイミングのずれによって、有段者であっても頭部を床畳に打ちつける事故が発生する危険を内在しており、程度は別として初心者段階では受け身の際に頭を打つことも少なからず起こり得ること」。
  - ⑤実力差のある者同士の練習は、他大学でも「採用されている練習方法であり、初心者同士の練習の方がかえって危険な面もあり、必ずしも危険な練習方法とはいえないこと」。
  - ⑥「本件事故前にHの事故などが発生しているが、本件事故から約1年前の事故であり、事故後に幹部間で話し合いが持たれて、相手の技量に応じて技をかけることなど練習方法の改善が検討され、愛大当局にも事故防止を誓約した報告がなされていること」。
  - ⑦証人の証言や同人ら作成の総括文書でも、「先輩が下級生に対し、練習の名の下にリンチやいじめに等しい暴力行為を加えていたとは述べておらず」、「証言などで指摘している頭を打たせる練習が行われていたとする点についても、下級生の死亡事故という極めて痛ましい本件事故を厳しく反省する余り、やや事実を一面化ないし強調し過ぎているくらいが窺え」、事故後作成の「指導者心得についても、事故再発防止を目的としたもので」、これらの記載から、「事故前に愛大合気道部において、死亡事故にも繋がるほど強度に頭部を打たせるような危険な練習が常態化していたとは認めに足りないこと」。
  - ⑧「同部の機関紙の記事や愛大小唄の一節に至っては、その性質からして、興味本位に揶揄、誇張したものと理解され、客観的事実とは受け取れないこと」。
- 7) なお、判決は、副部長、会計担当者の役割についても触れ、「副部長の役割は、部長を補佐すること、部長不在時に部長の仕事を代行することなど」、「会計担当者の役割は、部員から部費を徴収すること、預った部費を保管すること、部活動において使った費用の経理をすること」としている。
- 8) 伊藤・織田・前掲『解説学校事故』、464-465頁参照。
- 9) 伊藤進「私立大学における課外活動中の事故と賠償責任」『季刊教育法42号』総合労働研究所、1981、113頁参照。
- 10) たとえば、県立農大生がバレーボール大会の祝賀会で飲酒し、急性アルコール中毒で死亡した事件に関する、宮崎地判昭和60年10月30日（判時1184号105頁、判タ578号88頁、学判7巻2705・60頁）参照。
- 11) たとえば、国立大学学生寮における入学歓迎コンパにおいて、新生が飲酒により死亡した事故に関する、東京地判昭和55年3月25日（判時958号41頁、判タ414号83頁、学判7巻・2697・37頁）参照。

- 
- 12) たとえば、防衛大学の校友会パラシュート部に所属する学生が降下訓練中に水死した事件に関する、東京地判平成4年4月28日（判時1436号46頁，学判3巻1021・609・3頁）参照。
- 13) 伊藤・織田・前掲『解説学校事故』，801-803頁参照。
- 14) 学説については、伊藤・前掲『学校事故の法律問題』，346，355頁，伊藤・織田・前掲『解説学校事故』，440，452，477-485頁，伊藤・前掲『学校事故賠償責任法理』，190頁参照。判例については、たとえば、前掲・宮崎地判昭和60年10月30日は、「教育活動の過程において学生の生命，身体，健康に対する安全に影響がある場合には、学校当局である被告県は、この法律関係の付随的義務として、信義則上、右安全について配慮すべき義務を負う」として、大学の安全配慮義務の及ぶ範囲は、「大学の教育活動の過程」としている。また、前掲・山形地判昭和58年2月28日は、「管理・教育権限が及ぶ以上、本件大学はその管理・教育権限に対応する範囲内で…学生の身体，生命について安全配慮義務を負うものというべきである」として、大学の安全配慮義務は、「その管理・教育権限に対応する範囲内」に及ぶとしている。
- 15) 名古屋地判平成15年9月25日（裁判所HP <http://www.courts.go.jp/>）も「大学当局は、学生の施設利用ないし教育活動について、信義則上、学生の生命，身体，健康に対する一般的な安全配慮義務を負う」として同様な判断を示している。
- 16) 伊藤・前掲『学校事故の法律問題』，356頁，伊藤・織田・前掲『解説学校事故』，471-473頁，482-483頁，伊藤・前掲『学校事故賠償責任法理』，191-192頁参照。
- 17) たとえば、伊藤・前掲『学校事故の法律問題』は、「この課外活動はあくまでも学生の自由意思にその根拠をおき、学生の創意工夫によってなされているものである。…このため大学の課外クラブ活動は、今日では、一般的には、大学の実施する教育活動の一環をなすものとはいえない」（350頁）としている。
- 18) たとえば、伊藤・織田・前掲『解説学校事故』，481-482頁参照（伊藤は、「大学の課外クラブ活動は、…教育活動の一環をなすものとはいえない」とする考え方（注17参照）を改説し、「今日における大学教育に対する社会的認識すなわち高校教育の延長的理解や、学生の自立的・自主的判断能力に対する疑念、大学自体における課外クラブ活動の教育内への組み込みの試みなどを考慮して考えるならば、大学課外クラブ活動を教育活動の一環ないし管理・教育権限の範囲にあるものとして捉え、そのことの結果として大学の安全義務を一般的に肯認することをあえて否定する必要もないのではないかと思われ（る）」（482頁）としている）。
- 19) 同様な判断を示す判例として、前掲・大阪地判昭和57年1月22日，前掲・大阪地判昭和61年5月14日がある。
- 20) 伊藤・織田・前掲『解説学校事故』，482頁参照。
- 21) 前掲・大阪地判昭和57年1月22日，前掲・大阪地判昭和61年5月14日。
- 22) 前掲・大阪地判昭和61年4月17日。
- 23) 前掲・東京地判昭和60年12月10日。
- 24) 前掲・大阪地判昭和61年5月14日。
- 25) 伊藤・織田・前掲『解説学校事故』，457-459，481-482頁参照。
- 26) 伊藤・織田・前掲『解説学校事故』，477，480，481-482，484頁参照。